

居住費・食費の負担限度額認定の申請について

居住費・食費の負担が軽減されます。所得の低い方が介護保険施設や短期入所施設に入所した場合には申請により、居住費・食費が軽減されます。

1. 対象となるサービス

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) サービス
- ② 介護老人保健施設サービス
- ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ④ (介護予防) 短期入所生活介護
- ⑤ (介護予防) 短期入所療養介護
- ⑥ 介護医療院サービス

注意※ 認知症対応型施設「グループホーム」、特定入居者生活介護「特別有料老人ホーム」などのサービスは対象外です。

2. 対象となる方

- ・市町村民税非課税世帯であり、次の①、②の要件を満たす方
- ① 利用者（被保険者本人）を含む世帯員全員（別世帯の配偶者含む）に、市町村民税が課税されていないこと。
- ② 利用者及び配偶者の預貯金等の合計額が一定額以下であること。（所得によって異なります。）
- ※ 世帯内に未申告の方がいる場合は、必ず所得の申告を済ませてから申請してください。

令和8年8月以降 表中の額は、1日あたりの金額

利用者負担段階	対象者		居住費等				★食費
	所得等の要件	預貯金等の要件	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	★従来型個室	★多床室	
第1段階	・生活保護受給者	要件なし	880円	550円	550円	0円	300円
	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者	単身：1000万円以下 夫婦：2000万円以下			[380円]		
第2段階	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額【82万6,500円】以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1650万円以下	880円	550円	550円 [480円]	430円	390円 [600円]
第3段階①	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額【82万6,500円】超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 [880円]	430円	680円 [1,030円]
第3段階②	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円 [980円]	530円 [430円]	1,420円 [1,360円]
第4段階	非該当の方（基準費用額）		2,066円	1,728円	1,728円 [1,231円]	437円 [915円]	1,545円 [1,545円]

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず預貯金等の額：単身1,000万円（夫婦2,000万円）

★従来型個室の〔 〕内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。多床室の〔 〕内の金額は、介護老人保健施設（室料を徴収しない場合）・介護医療院（室料を徴収しない場合）に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

食費の〔 〕の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※第4段階(非該当の方)に記載されている金額は、国が施設における平均的な費用などにより定める標準的な金額です。実際の費用は施設との契約によりしますので、施設にご確認ください。

3. 負担限度額認定申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 同意書
- 預貯金の通帳の写し（本人及び配偶者の全ての通帳の写し）
- 有価証券の価格評価を確認できるもの
- 負債が確認できるもの
- 配偶者が本年1月1日現在に阿波市外に住民登録がある場合は、非課税証明書

4. 備考

- ① 預貯金の通帳（総合口座・普通・定期等）の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人の分かる部分

※ 一般的には通帳の見開き部分に記載があります。

※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳の見開きの下部に店番号と口座番号が記載されていますので、その部分を含めてコピーしてください。

- ② 普通預金の**最終残高**が確認できる部分

※ 直近2カ月以内に記帳した通帳の最終残高部分と、年金受給者の方は、年金受給金額が確認できる部分をコピーしてください。

※ 銀行が遠隔地にあり、記帳が難しい場合は、直近2カ月以内の明細書（残高が確認できるもの）でも可です。

- ③ 定期・定額・貯蓄・積立預金等の残高部分

※注意 総合口座通帳の場合、定期・定額・貯蓄・積立貯金等の部分が「ゼロ円（無し）」場合でも、その部分の写しが必要になります。

提出する前に預貯金通帳を必ず記帳してコピーをしてください。預貯金通帳のコピーについて、記帳日が古く申請時点での残高が確認できない場合は、再提出をお願いすることがございます。

- ④ その他の資産（保有している場合）の提出書類

有価証券 （株式・投資信託 ・国債・社債 ・地方債など）	証券口座や銀行の口座残高証明書の写しが必要になります。 （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）等購入先が容易に把握できる貴金属	購入先銀行等の口座残高の写しが必要になります。 （ウェブサイトの写しも可）
負債（住宅ローン・借入金等）	借用書等の写しが必要です。 （預貯金等から差し引いて計算します。）